二(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
日暮沢
(三)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を平成二十二年国土交通省告示第四百九十八号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県桐生市川内町五丁目
字赤柴　二八三二番一　一号から五号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱六号から九号までを順次結んだ線及び標柱六号と九号を平成二十二年国土交通省告示第四百九十八号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県桐生市川内町五丁目
字赤柴　二八三二番一　六号から八号まで
二八三二番三一　九号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱十号から五十号までを順次結んだ線及び標柱十号と五十号を平成二十二年国土交通省告示第四百九十八号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県桐生市川内町五丁目
字赤柴　二八三二番一　十号から二十三号まで及び二十六号から四十七号まで
二八三二番三　二十四号及び二十五号
字湯船　二八三四番一　四十八号から五十号まで
二　次に掲げる土地に存する標柱五十一号から五十九号までを順次結んだ線及び標柱五十一号と五十九号を平成二十二年国土交通省告示第四百九十八号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県桐生市川内町五丁目
字赤柴　二八三二番一　五十一号から五十九号まで

○国土交通省告示第百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
平成二十四年二月十五日
国土交通大臣　前田　武志
イ　明治四十二年内務省告示第百五十九号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県静岡市葵区桂山
字照沢　三七〇番二　十号
三七一番二　一号
三七二番　九号
三七五番　一号
三九八番　三号
字沼側　五二五番　四号及び五号
五二六番　六号
五四三番　七号
五四六番　八号
ロ　明治四十二年内務省告示第百五十九号で指定した土地のうち、次に掲げる土地
静岡県静岡市葵区桂山
字照沢　三七一番一及び三七一番三
三七八番六から三七八番八まで
字沼側　五六八番二
五六九番二
五七〇番三
五七一番四

○中部地方整備局告示第二十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十四年二月六日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。
平成二十四年二月十五日
中部地方整備局長　足立　敏之

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：固液分離型流量調整付担体流動生物ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	浄化槽の名称	認定番号
愛知県名古屋市中村区太閤四丁目２番８号　藤吉工業株式会社 代表取締役社長　加藤　靖始	ＦＣＤ－Ｗ－Ａ３型	5－11－Ｈ－003（09）－7

工場の所在地及び名称
愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３－５　大栄産業株式会社東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159番地９　大栄産業株式会社　北海道工場 宮城県石巻市福地字塩手105番地　株式会社コバヤシ製作所 鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918番地の１　南九州ニッコー株式会社 沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業株式会社

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式

製造者の住所・氏名	浄化槽の名称	認定番号
愛知県名古屋市千種区今池四丁目１番４号　フジクリーン工業株式会社 代表取締役社長　渡辺　嘉一	フジクリーンＣＦＩＩ－５型	5－12－Ｈ－001－1
	〃　ＣＦＩＩ－７型	〃　－2
	〃　ＣＦＩＩ－10型	〃　－3

工場の所在地及び名称
北海道札幌市西区発寒十五条十三丁目４番60号　札幌ボデー工業株式会社 北海道赤平市字赤平651番地２　札幌ボデー工業株式会社　赤平工場 栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－２　フジクリーン工業株式会社　那須工場 栃木県下野市中大領308－２　株式会社前田工業 愛知県みよし市福谷町根浦27－340　フジクリーン工業株式会社　三好工場 岐阜県加茂郡川辺町鹿塩字梶屋敷525－１　フジカ化成株式会社 愛媛県松山市住吉一丁目７番15号　関西運送株式会社 福岡県飯塚市綱分1471－７　フジクリーン工業株式会社　飯塚工場

○気象庁告示第１号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第１項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第１号の規定に基づき、告示する。
平成二十四年二月十五日
気象庁長官　羽鳥　光彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第12501号	風車型風速計の感部（デジタル型のもの）（微風速）ＷＳ－ＢＮ６	東京都目黒区中央町１丁目５番12号	株式会社小笠原計器製作所	平成24年１月18日